

# 諦忍律師の師と弟子

川 口 高 風

## 第一節 諦忍の師

### 一 伝記資料における諦忍の師

諦忍は伝記資料によると師の行業記を著わしている。それには『開山和上行業記』(享保二十年(一七三五)三月)、『静照和尚行業記』(元文五年(一七四〇)四月)、『忍海和尚行業記』(元文五年八月)、『檀道和尚行業記』(延享二年(一七四五)八月)、『高麟和尚行業記』(延享五年(一七四八)二月)などがあり、『開山和上行業記』には、附録に「事山志」があり興正寺の由緒沿革なども書いている。しかし残念ながら、八事文庫にはこれらの著作を所蔵しておらず、確認することはできない。

諦忍律師の師と弟子（川口）

伝記資料から諦忍の師に関する記事をとりあげてみると、正徳三年(一七一三)

九歳

六月五日、「行業記」「和上伝」には、六月三日とある。

檀道について剃髪得度し、字を諦忍と号す。「行業記」

「和上伝」は、諱を円妙と名づくとあり、享保六年八月、諦忍は興正寺へ行き、忍海點阿より才を認められて妙龍と改諱した。

享保元年(一七一六)

十二歳

三月、武儀郡の龍王山三光寺(院)戒龍が灌頂壇を開

くにあたり、諦忍は侍者となる。

享保二年(一七一七)

十三歳

加茂郡山上村の西禅寺・祖郁首座に「古文真宝」の講

諦忍律師の師と弟子（川口）

を受ける。

享保三年（一七一八）

十四歳

二月、伊川村の常光寺・中堂より『大乗起信論註疏』

の講義を受ける。

五月、夕田村の長安寺・岱梁より『戒本宗要』、『梵網

經古迹記』の講義を受ける。

九月二十一日、神照寺へ帰り、檀道について菩薩戒を

受ける。

享保四年（一七一九）

十五歳

三月二十一日より冬迄、神照寺で檀道に四度行法を乞

い、十八契印、金剛界、胎藏界、不動護摩法を修す。

享保五年（一七二〇）

十六歳

二月、尾張へ行き、天王坊・果祐に『秘藏宝鑰』、誓

願寺・謙芳より『百法明門論解輯攷』及び『西谷名

目』の講義を受ける。

七月、京都へ上り、中島浮山に『毛詩』『周易』『左伝』

『四書』『三体詩』『杜律』などの講義を受ける。そ

の後、河内へ行き、通玄に『法華会義』の講義を聞

く。

享保六年（一七二一）

十七歳

二月、六波羅蜜寺において、三井法明院・義瑞の『法

華入疏』の講義を聞く。

九月八日、忍海を戒師として、菩薩近住戒を重受す。

享保九年（一七二四）

二十歳

三月七日、大龜靜照（興正寺四世）に初重許可を受け

る。

三月十六日、高麟常照（興正寺三世）に伝法灌頂を受

ける。

五月一日、忍海に勤策律儀を受ける。

享保十年（一七二五）

二十一歳

正月、京都へ行き、潭龍に『華嚴五教章』『俱含論頌疏』

『唯識論述記』、実道に『大日經疏』、心城に『悉曇

字記』を修学す。

享保十一年（一七二六）

二十二歳

正月より七月まで、三井寺の旁に寓居し、義瑞性慶よ

り著の『法華略疏』の講義を受ける。

享保十二年（一七二七）

二十三歳

十月、大龜靜照の室に入り、受具の前行を修して好相

を得る。

享保十三年（一七二八）

二十四歳

正月十一日、高麟、大龜、檀道らが証明者となり、自

誓得戒（具足戒）を受け、律師と称す。

五月、高麟より小野流諸尊法（地蔵院道教方）を伝受

す。

六月、高麟より淨土鎮西白旗流璽書を受け、雲蓮社と  
号す。

享保十七年（一七三二）

二十八歳

（「行業記」では「十八年」となっているが誤りである。）

三月、高麟より小野地藏院流の一重、三重などの印可  
を受け、大龜より廣沢保寿院流及び西院流の印可を

受ける。

となり、剃髪得度師は檀道である。十二才の時、三光寺の  
戒龍が灌頂壇を開くにあたり侍者となつた。それ以後、祖  
郁、中堂、岱梁、果祐、謙芳らについて『大乘起信論註疏』  
『戒本宗要』『梵網經古迹記』『秘藏寶鑑』『西谷名目』など  
を学んだ。

享保三年（一七一八）九月二十一日には檀道について菩

薩戒を受けており、同五年（一七二〇）七月には京都へ上

り、中島浮山について『毛詩』『周易』『左伝』『四書』『三  
体詩』『杜律』などを学び、その後、河内で通玄の『法華  
会義』の講義を聞き、続いて義瑞の『法華入疏』などを聴  
講した。同六年（一七二一）九月八日には、忍海より重ね  
て菩薩近住戒（菩薩戒牒、八事文庫文書五三九）を受け、  
二十才の同九年（一七二四）には、三月七日に大龜靜照よ  
り初重許可、同月十六日には高麟常照より伝法灌頂を受け  
ており、五月一日には忍海より勤策律儀を受けた。翌同十  
年正月には京都へ上り、潭龍、実道、心城、義瑞らについ  
て華嚴、俱舍、唯識、『大日經疏』、悉曇、『法華略疏』な  
どを学んでいる。

同十三年（一七二八）正月には、高麟、大龜、檀道の三  
師が証明者となり具足戒を自誓得し律師と称した。五月に  
は高麟より小野流（地蔵院道教方）諸尊法、六月には淨  
土鎮西白旗流璽書を受けており、雲蓮社と号した。同十七  
年（一七三二）三月には高麟より小野地藏院流秘決の印可  
を受け、続いて三月七日には大龜より廣沢保寿院流及び西  
院流の印可（八事文庫文書五一〇、七五二）を受け、同十

九年（一七三四）五月に三十才で興正寺五世に就いた。このように伝記資料から、諦忍が真言、律、浄土を兼修兼学していたことを明らかにしたのである。

偶得「該草稿者於古筐中、悦喜滿腔衣珠崑玉非比耳、而魯叟錯簡誤亦不少矣、頓忘「固陋」一次正且補「闕典」、佗是俟「後者校訂」焉」

諦忍の師をみるため、忍海點阿の師である興正寺開山天瑞円照の伝記をながめ、そこから戒脈などを明らかにしてみよう。

天瑞の伝記を知る資料は、『名古屋市史』社寺編（大正四年七月　名古屋市役所）一〇四〇頁の興正寺項に「開山天瑞伝」があげられている。この出典は「八事山興正寺歴代年譜」（以下、「歴代年譜」と略称）となつてているが、現在、本書は興正寺に所蔵しておらず確認することができない。また、「名古屋人物史料」十九（名古屋市鶴舞中央図書館蔵）には、市史編纂係が八事山興正寺書類より謄写した「八事山興正寺開山天瑞和尚略譜草」（以下、「略譜草」と略称）を所収しているが、「歴代年譜」とは別文である。「略譜草」は末尾に

當山歴代世譜備矣、獨開山譜無焉、豈不慨歎乎、頃日

そこで、両書を中心にながら天瑞自筆の「八事山遍照院興正律寺略日記」や忍海の「廣縁起」「八事山兩山由緒縁起」などを参照して伝記をながめてみよう。

天瑞は諱を円照という。摂津西成郡難波の人、父は野田

某といい、勢州の藤堂家の裔で、母は藤氏であつた。初め俗叔父の武州長慶寺開山の普安嶺郁（長慶寺過去帳には大事不安とある）について剃髪し洞門の僧となつた。しかし、普安の示寂（延宝八年（一六八〇）四月十六日）した後、諸方に遊歴し、次いで黄檗山へ登つて木菴性韜に参じた。四来の龍象一万人といわれ、天瑞は精選された三十人の一人に数えられた。

ある時、南都法隆寺の北室院の律師が黄檗山に來た。天瑞はその威儀や護戒の厳密な姿をみて、自分は在家の五戒八戒をも受持できない剃頭の俗士と反省し律師に戒法を受けることを哀願した。しかし、律師が自分は師位に堪えず、摂州地蔵院の快円慧空に隨うことを述べたため、天瑞は黄檗山を辞去し快円に謁して菩薩息慈戒を受けた。さらに勧められて大鳥山神鳳寺へ入り、快円の師である真政円忍に侍し、天和二年（一六八二）三月には好相を求めて具足戒を受けた。さらに諸徳に随つて広く律部を学び、貞享元年（一六八四）十一月五日には同道場で重受した。なお、天和二年八月十五日には大鳥山の元真より鑑真所伝の僧伽梨衣を受けた。これは鑑真より数伝して叡尊（興正菩薩）へ

伝わり、淨土寺に納められていたが、転々として良永賢俊に伝わり、良永より真政円忍へ、真政より元真へ伝わった律門の趙璧であった。<sup>(1)</sup> さらに天瑞は、膽駒山に登り湛海に随つて密法一流の秘璽密訣を受け、高野山の法雲元如より弘法大師所持の五鉢杵や覺鑊の三鉢杵を授けられた。

貞享三年（一六八六）四月、天瑞は高野山より尾張へ來た。

熱田に親族のは庵居士が住んでいたためで、居士は久しく黄檗禪に参じた人である。元は摂津の浪華に住し、後に熱田へ移り二子あつたが、共に出家した。<sup>(3)</sup>

某日、天瑞は居士を訪ね、居士の管理していた八事山中の茅庵へ住むことになった。天瑞の徳が世に知れわたつて道俗帰仰する者が多くなり、藩主光友は城中へ請して法要を問い合わせ三帰十念を受けた。

そして、天瑞は八事山を賜わり、そこに黄檗宗の元瑞寺を引き移して新規に律院となし八事山遍照院興正寺と号した。ときには貞享五年（一六八八）九月三日であった。十一月二十六日には境内永代御除許伽藍建立の願いを出し、翌元禄二年（一六八九）閏正月二十五日には仏殿（本堂）の上棟が行われ、境内における殺生禁断や山林竹木の伐採などを停止した。翌二月十一日には、女人往来禁止の

諦忍律師の師と弟子（川口）

石標を建て梵修道場とした。そして同月二十日には、光友より菓品、衣服を贈られている。同四年（一六九一）には二月より惣堀及び土手、竹垣を普請し四月十五日に完成した。翌五年（一六九二）正月二十一日、天瑞は山内不出十一年の禁足を誓い、門人の忍海も同誓した。九月二十三日に是女人結界の願いを寺社奉行所へ書き上げ、十一月十七、十八、十九日に結界作法が成就した。同六年九月には大蔵經の寄進を願い、宝永四年（一七〇七）三月二十八日に全巻成就した。元禄七年（一六九四）九月には「當寺由縁縁起」を寺社奉行所へ出しており、九月十七日には五十石の黒印状を賜わった。同九年八月十五日には、光友より『大般若經』全巻、十六善神を寄附され、九月三日には、光友が五年間隨身供養した慈覺大師彫刻の正觀音一体を天瑞に下している。翌十年二月十五日には忍海を登壇受具させており、これは尾張地方における最初の受具であった。春には光友より田嶋、八尾兩人に命じて仏像陶鑄について問い合わせてきた。光友は金銅によつて大毘盧遮那仏を鑄造し、東山の山嶺に安置して祖父の正一位東照大權現及び父の尾陽侯三品亜相源敬公等の名を書いて仏座内に入れ開眼供養

した。その時、光友は天瑞より五戒を受けており、以後、興正寺は老幼の參詣者が多くなつた。また、天瑞は自ら淨土九品の弥陀及び觀音、勢至の石像も造つた。同十一年（一六九八）九月には光友より賜わつた三千仏并大布薩三千仏に点眼し、十一月二十八日には宝蔵が完成した。同十二年三月十四日より十六日迄、両界曼荼羅の点眼を行つており、同十四年十一月には、尾張藩主四代の吉通が大日尊御仮堂を建立した。

同十七年（一七〇四）二月には大鳥山の輪番にあたり、上山して結夏安居せねばならない旨を寺社奉行所へ

覚

一拙僧儀来<sup>ル</sup>三月中旬、高野山<sup>ヘ罷上リ</sup>、夫より泉州大鳥山勸学院と申律院にて夏中百日之輪番相務候て、

來<sup>ル</sup>八月末に此方<sup>え</sup>罷帰候様に仕度奉願候、已上

八事山

興正寺

無判

元禄十七申年二月

寺社御奉行所<sup>(6)</sup>

と願い出た。その時の配役をみると、

大鳥山撰僧大界解結宝永元年四月廿四日斎前

羯磨師 本染比丘 答法師 天瑞比丘

。権結 斎後

羯磨師 本染比丘 答法師 輪番律師

唱相師 法俊比丘

。正結界 四月廿五日

表白師 玄慧和尚 羯磨師 本染律師

答法師 輪番律師 唱相師 法俊律師<sup>(2)</sup>

とある。後に快円慧空が東武へ行く際、興正寺の天瑞を訪

ねた。天瑞は大変喜び快円示寂後、真政円忍、快円の墓塔を興正寺に建立して礼を尽した。なお、同年、三代尾張藩主綱誠が興正寺に参詣しており、法要を天瑞に質問した。

天瑞はその間に詳しく答え、法語などを弟子の普觀慈照に記録させて渡した。そのため翌日、綱誠より細布、名器などを賜わった。

宝永四年（一七〇七）九月には弟子の忍海點阿に興正寺後席を譲り、自ら山内の小廬に退隠した。同六年（一七〇九）には槇尾山の明忍律師百回忌にあたり、律師示寂地の対馬の茅壇に石塔を建立することになった。そこで槇尾山

の僧衆は、天瑞に大書を請しており、天瑞はそれに応じた。それ以来、諸方から文字を求める人が多くなり、特に六字名号は鎮火、病癒の靈験があるといわれた。享保元年（一七一六）には、我が国三虚空蔵と称された房州清澄寺の衆徒が興正寺に来て、昨年、失火によつて本尊及び堂宇などのすべてを灰燼に帰したため、天瑞手彫の本尊を願つた。天瑞は応諾し、九旬で完成して清澄寺へ奉持した。その「清澄本尊彫作記」（八事文庫文書二四六五）をみると、

奉寄進

房州千光山清澄寺本尊虛空藏大菩薩立軀七尺余、一刀一  
礼謹而自彫刻至万二千六百拝成功円備、奉開光供養心清  
澄寺山務乗榮法印同僧侶等之願者也

貞正徳六龍次丙申孟秋穀日

八事開山老苾芻天瑞

とある。なお、天瑞はその残木で虚空蔵一体を造つており、享保二年（一七一七）には、六代尾張藩主継友によつて能満堂を建立し安置された。同四年（一七一九）三月八日には疾を示し、ついに十四日午後、眠るが如く遷化した。世寿六十六才、法臘三十八才であった。龕を留めること五日、

諦忍律師の師と弟子（川口）

十八日午後に葬つて塔を建立した。

このように天瑞は、初め曹洞、黄檗の禅に参じ、後に律を究めたため禪律兼用であった。三帰五戒、八戒、梵網十戒を受けられた人や光明真言、弥陀仏名を受けた人は数えあげられない程で、往生淨土の志もあり必ず西方に回向していた。また、書法にも優れ墨蹟を重宝された。

### 三 忍海點阿

忍海の詳しい伝記は明らかにならないが、「八事山興正

(表) 等応慈雲居士靈位

寺開山天瑞和尚略譜草」の宝永四年項に

(裏) 天和二壬戌歲四月十七日

宝永四年秋九月師有「退院之志」令上足點阿

字號忍  
海始快門  
主

當寺第二世快門點阿繼父

席終隱「山内小廬」浩然自養矣

(表) 松光菴本覺超心法尼不生位

とあり、字は點阿で、号は始め快門と称した。出身地、生

(裏) 享保十五龍次庚戌八月十六日

家などは明らかでないが、興正寺の「祠堂帳」の「右第二

當寺第二世忍海比丘悲母

代」をみると

周學法印  
忍海和上剃髮之師  
小松寺之一代

覺譽円相居士忍海和上実父  
等応慈雲居士忍海和上養父

松光菴本覺超心法尼

忍海和上實母  
葬當山

享保十五<sup>(マニ)</sup>八月十二日

とあり、実父、養父、実母の戒名が記されている。また、念仏堂の位牌には、

(表) 覚譽円相居士靈位

(裏) 延寶二甲寅歲十月二十二日

當寺第二世快門點阿實父

とあり、亡くなつた年月日も明らかになる。実母は享保十五年（一七三〇）八月十二（十六）日に亡くなり興正寺に葬られた。また、剃髪の師は小松寺（小牧市大字小松寺）の周学であつた。周学は小松寺に所蔵する「小松寺歴代年

数覚」によれば

萬徳寺良学  
弟子一之宮地  
藏寺より住職  
十代目周学  
仮名理真  
宝永三丙戌年十月住職享保元  
年丙申五月隠居、翌酉年九月  
廿二日弟子延教中ノ庄村無量  
光院居住に付此所へ引取死去

宝永三丙戌年十月住職享保元  
廿二日弟子延教中ノ庄村無量  
光院居住に付此所へ引取死去

快門房點阿 具戒得時元禄十年二月十五日巳時上分  
享保九甲辰年八月廿一日寂

とあり、万徳寺（稻沢市長野町）二十四世良学の弟子で、宝永三年（一七〇六）十月に地蔵寺（一宮市本町通）二十世より小松寺十代住職に転住した。そして享保元年（一七一六）五月に退隱し、翌二年九月二十二日に弟子の延教が居住していた中ノ庄村の無量光院へ引き取られ遷化した。

「祠堂帳」には周学を小松寺の一代と書いているが、忍海が剃髪した時は先住地の地蔵寺住職であつたと思われる。周学の地蔵寺時代やそれ以前の伝記は明らかにならないため、忍海の出家年次や場所、さらに忍海が天瑞の下へ参ずることになつた縁由などは全く明らかにならない。しかし、最初の号が快門であつたことは落款の存在するところから確かといえよう。

元禄五年（一六九二）正月二十一日には天瑞とともに山内不出十年の禁足を誓つており、同十年（一六九七）二月十五日には天瑞について登壇受具した。これは尾張における

諦忍律师の師と弟子（川口）

る受具足戒の最初といわれており、神鳳寺の「僧名帳」にも、

と記され、神鳳寺一派の一人に列せられた。宝永年中（一七〇四一一）には、攝州住吉地蔵院の法俊湛堂の下に掛錫して『四分律行事鈔』などの律部及び諸經の講義を聞き律行の指南を受けた。そして宝永四年（一七〇七）八月下旬には、

快門點阿律師者從來依レ有密機求法之志篤而伝授地蔵院覺雄方一流令究其源底今復摹乎相承之密具以付屬之冀扶起最上乘流伝遐代而已

宝永四歳次丁亥秋八月下浣

法俊湛堂誌<sup>(10)</sup>

と湛堂がその証明を記している。なお、八月六日には、天瑞が興正寺を退隱し忍海が後住となる願いを寺社奉行所へ出した。それには、

奉願御事

拙僧老衰仕候付、隠居仕當山之内寮御座候間、閑居所

諦忍律師の師と弟子（川口）

仕引籠相勤申度候、後住之儀は取立之弟子忍海と申比丘奉願候、右忍海今程は三州猿投山に小庵御座候て罷在候、當春泉州大鳥山神鳳寺に輪番相勤罷在候、右願之通被仰付被下候はミ忝可奉存候、已上

八事山興正寺

天瑞

宝永四年亥八月六日

寺社御奉行所

とある。そして九月十九日には後住として入院し、二十三日には、天瑞が聞持堂へ退隠した。<sup>(12)</sup>

正徳六年（一七一六）二月十七日には「梵鐘喜捨物帳」<sup>(八事文庫文書六十五)</sup>の序を記している。

夫不レ仮懸河演水之辯、無レ用智囊慧釤之談、俾下狼心鵠性之徒、動於毛孔仏種、發乎南無一唱者、清曉深夜之鐘聲乎、豈啻是而已也矣、整於集僧規矩、辨於化制法要、舉揚二利正行、無レ不仮斯之音響、竺乾唄梵伝釤輪之脫若、支那僧史謝冥報於摩帝、慶喜信鼓吉祥白椎所以鼓手機舞於物也矣、爰以梵刹宝場無レ不此器有矣、是故鑄鐘一舉員往事不レ遑聞、近來多レ新不俟

一日忽爾有意于茲、拝當山肇祖円照老和尚而述余之意、和尚隨喜而助于功費、以黄金若干両、從爾以後不告之淨施許多而鑄功將成、惟夫能施雖下深信所至堅、於金銅與鐘音盡未來際上猶為令下當寺累代所住之徒不忘梵鐘創建端始造一帖之冊子記十方喜捨料物及與施者姓名精靈法名而以備于二世之景福者也矣

正徳六丙申歲二月十七日

當山第二世苾芻忍海點阿叙

翌享保二年（一七一七）十二月十九日には六代尾張藩主繼友より黒印状を下賜されることになったが、忍海は千日禁足を行つているため代僧を出している。同四年（一七一九）十二月一日より三日迄は恒例の仏名懺悔法筵を行つており、翌五年正月十一日には高倫常照、俊龍真照、大龜静照が通受自誓によつて具足戒を受得する証明師となつた。

これにより興正寺は、四人の比丘となつたのである。九月二十七日には、衆僧が山を巡つて標相を立て十一月二十三、四日には権正両結界白二羯磨を秉つた。その配役をあげてみると、

八事山興正寺結界配役

享保五年庚子十一月廿二日

。權結 斎前

となる。翌六年九月八日には諦忍に菩薩戒を授けており、  
菩薩戒牒

。攝僧大界

考縁 點阿和上 唱相師 大龜比丘

羯磨師 俊龍律師 答法師 高倫律師

。攝衣界

考縁 點阿 羯磨師 大龜 答法師 俊龍

考縁 點阿 唱相師 俊龍 羯磨師 高倫

答法師 大龜 答法師 俊龍 羯磨師 高倫

。攝食界

考縁 點阿 唱相師 俊龍 羯磨師 高倫

答法師 大龜 答法師 俊龍 羯磨師 高倫

解界 斋後

考縁 點阿 羯磨師 高倫 答法師 大龜

正結界廿四日 結攝僧大界

考縁 點阿和上 唱相師 大龜比丘

羯磨師 俊龍律師 答法師 高倫苾芻

。結攝食界

考縁 點阿 唱相師 俊龍 羯磨師 高倫

答法師 大龜<sup>13</sup> 羯磨師 高倫

諦忍律師の師と弟子（川口）

享保七年寅正月

八事山興正寺隱居

忍海

と菩薩戒牒（八事文庫文書五三九）がある。翌七年正月には、高倫を後住へ推薦する「後住内達之覚」（八事文庫文書一九三）を

後住内達之覚

拙僧願之通隱居被仰付、當時無住に付後住之儀取立之弟子高倫と申比丘年寿四十五歳罷成住職仕相応之者にて御座候、被仰付被下候はミ忝可奉存候、依之御内達御願申上候

已上

寺社御奉行所

と寺社奉行所へ出し退隱した。そして二月には、高倫が三世住職として入院した。翌八年七月には『現前分物考』（東山・十三・ス・四十二）を著わした。それは『律苑行

事問辨』卷七にも所収されたが、諦忍はその前文に

予カ師點阿和上名号「忍海」亦称「快門」。高明卓抜ノ識ヲ負テ分物ノ正義ヲ会得シ。現前分物考一篇ヲ撰述シテ中古ノ訛謬ヲ一洗ス。行事全ク之ニ法ル。是其諸方ニ異ナル所以ナリ。

今其文ヲ掲ケ示サン。

といい、忍海を高明卓抜の識者と述べている。その翌九年（一七二四）八月二十一日、忍海は五十九才で遷化した。

四 高麟常照

享保七年（一七二二）二月、興正寺三世に就いた高倫（麟）は四十五才であった。それは「後住内達之覚」（八事文庫文書一九三）によつて明らかである。しかし、出生地や生家などは明らかにならない。「祠堂帳」の「右第三代」には、  
専譽宗念居士高麟和上ノ父  
香譽栄照法尼高麟和上ノ母

右二靈合而金五両入輪藏建立之内

とあつて両親の戒名が明らかになり、輪藏建立のために金五両を祠堂金として納めた。また、念佛堂に安置されている位牌には、

（表） 専譽宗念居士  
香譽栄照法尼

享保三戌年五月廿八日 貞享五戊辰年五月廿六日  
(裏) 歷代住比丘高麟兩親

とあり、父は享保三年（一七一八）五月二十八日、母は貞享五年（一六八八）五月二十六日に亡くなつてゐる。したがつて、年代からみると母が亡くなつた後に出来したものと思われ、「當山衆僧之覚」（「第三世書上之留記」八事文庫文書三十六）によれば、

一 天瑞和尚剃髮忍海比丘戒師比丘高倫當住  
とあり、天瑞について剃髮出家し忍海に具足戒を受けて比丘となつた。

享保七年四月には、大日尊仮堂の屋根葺替と公辺の御用等を代僧が勤めることと四月十五日より七月十五日迄、十月十五日より正月十五日迄は厳しく禁足することを寺社奉

行所へ願い出でる。なお、八月十四日には大風雨により大日尊仮堂の柿葺が大部分吹き飛び傾いた。もし、再び大風が吹いたならば、大日尊像へ落ちてしまうことや西山の女人堂もこの大風雨によつて吹き倒れたことが寺社奉行所へ報告された。

同九年（一七二四）二月には、三月十六日より二十八日迄九日間の伝法灌頂と四日間の結縁灌頂修行の免許を願つており、門前に大界外相の標石を建てるこ

も願つた。当時の東山には住職の高麟と沙弥の大鳳（遍照院住職）、弟子七人と二人の召仕があり、西山は大龜静照

と沙弥の探禪、弟子一人、一人の召仕がいた。

翌十年十月には三間四方の経蔵とその後に一間通りの庇拝見所をつけ、屋根は瓦葺で建立する願いを出した。ただ

し、寄進奉加ではなく自力にて造るのであつた。翌十一年には外郭が成り、同十二年春には内造作に取りかかつた。翌十三年正月には輪蔵が完成したため、三月三日より五日迄供養の法要を修行する願いを寺社奉行所へ出し、四月には西山觀音堂の萱葺屋根が破損したため、自力で平瓦によ

つて葺直すことを願い出た。同十四年二月六日五ツ半頃、

西山の竈より出火し食寮、物置、薪小屋などを焼失した。

諦忍律師の師と弟子（川口）

そのため一間五間の小屋を建てるこを願い、三月には東山にある三間五間の北の寮を引き用いたく願いを出した。<sup>(14)</sup> そして七月二十三日には、

#### 奉願御事

拙僧病身に罷成寺役難勤候故隠居仕當山西山に引籠罷在度奉願候、右願之通被仰付被下候はゞ忝可奉存候、以上

享保十四年酉七月

八事山興正寺

寺社御奉行所<sup>(15)</sup>

高麟

と病身にて隠居する願いを出し、即日に西山へ退隱することになつた。さらに八月四日には、

後住内達之覚

拙僧願之通隠居被仰付、當時無住に付後住之儀法弟大龜と申比丘年寿三十九歳に罷成住職仕相応之者にて御座候、被仰付被下候はゞ忝可奉存候、依之御内達御願申上候、

以上

享保十四年酉八月

八事山興正寺隠居

高麟

寺社御奉行所<sup>(16)</sup>

諦忍律師の師と弟子（川口）

と代僧の諦忍によつて、後住へ法弟の大龜を迎えることを願い出でおり、六日の晩に召状が来て八日に役所へ後住の代僧を出し、九日に大龜は入寺した。

高麟は延享四年（一七四七）十月十一日に七十才で遷化したが、その前に当時の住持諦忍へ

遺語

- 一 某受持六物之外一切所持之長物付<sub>レ</sub>残貴師<sub>ヘ</sub>致<sub>二</sub>附属<sub>一</sub>置申候、没後宜所分可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候
- 一 送葬之儀宜様<sub>ニ</sub>御営頼入候
- 一 弟子共之義貴師<sub>ヘ</sub>属<sub>レ</sub>し置申候、常々以<sub>二</sub>憐愍<sub>一</sub>隨分御取廻シ頼入候、已上

退隱

高麟

とあることから父母と妹の戒名が明らかになり、また、父と妹の命日も知ることができる。

そこで、『雜記』（西山・四十八・写・七十七）に所収され、大龜の十三回忌に記された行状をあげてみると、和上諱靜照。字大龜。本州津島人。幼年投開山天瑞和上らいたい。二、自分の葬儀を営んでもらいたい。三、弟子達は、貴師の下ができるだけ取り廻してもらいたいなどと遺語を贈つてゐる。それは一、諦忍へ六物を始めすべての物を附属する。自分が遷化した後、よろしく処分してもらいたい。二、自分の葬儀を営んでもらいたい。三、弟子達は、貴師の下ができるだけ取り廻してもらいたいなど

と頼んでいるのである。

## 五 大龜静照

大龜は享保十四年（一七二一九）八月に四世住持として入院した。「祠堂帳」の「右第三代」「右第四代」には、

祖泰清海法尼大龜和上父  
享保九年四月四日

道常知足法子大龜和上母  
享保十二年八月十二日

円鏡空照法尼大龜和上母

とあり、念佛堂の位牌にも

（表）道常知足勤策

（裏）享保十二年丁未八月十二日寂

行年七十有一比丘大龜父

呈

方丈忍和尚〔17〕

雅和尚受廣沢西院流許可。又登大鳥山而入衆數。十四年奉君命入院。十七年立隨□□大灌風雨。十九年因病解住持印入閑房。自養膏盲痼疾終不起。四月廿二日。杳從冥往年四十歲十四。實可惜。今茲丁十三年諱辰聊述其行由耳。

とあり、出身は尾張の津島であった。幼年に天瑞について剃髪し、忍海に受学した。享保五年（一七二〇）正月に受具しており、同十年（一七二五）三月には京都へ上り、五月三日に北野密嚴院の永雅妙辨より廣沢西院流両部印可を受けた。<sup>(18)</sup> その系譜は

大師	真雅	源仁	益信	寛平	寛空
寛朝	濟信	性信	寛助	信證	仁覺
最寛	宏教	能禪	亮禪	賴我	宏寿
宏寛	教濟	俊雄	亮慧	禪我	亮秀
慧能	空盛	真昭	真源	光辨	湛海
妙辨	——	靜照	——	——	——

となる。また、大鳥山神鳳寺へも行き衆中に入った。同十四年（一七二九）八月には興正寺四世に就いた。四月十五日より七月十五日迄、十月十五日より正月十五日迄の両期間禁足するため、公用には代僧を以て勤めることを願い、

諦忍律師の師と弟子（川口）

同十六年十一月には、翌十七年三月十日より十五日迄興正寺において伝法灌頂と結縁灌頂の修行を願い伝法会を行つた。なお、三月七日には諦忍へ

円妙律師

授印可

胎藏界 外縛五脳印

満足一切智々五字明

ノヨテミ

金剛界 大卒都婆印

普賢一字明

帰命 ノ

右於尾陽八事山興正寺灌頂道場授両部印可了

享保十七年壬子三月七日

伝燈大阿闍梨靜照苾芻

と胎藏界、金剛界両部の印可（八事文庫文書五一〇）を授けており、妙辨よりの最極秘密法界体伝法灌頂印可（八事文庫文書七五二）も諦忍へ授けている。同十九年（一七三四年）三月には、病身のため山内の寮舎へ隠居する願いを出した。

諦忍律師の師と弟子（川口）

奉願候事

拙僧儀病身に罷成寺役難勤候に付、隠居仕山内之寮舎に引籠罷在度奉願候故、願之通被仰付被下候者忝可奉存候、以上

以上

享保十九年寅三月

興正寺(19)  
大龜

右之召状五月五日之夕方に到来  
六日に役所え出ル

諦忍雅丈

大崎安之右衛門

さらに、「後住内達之覚」を寺社奉行所へ出した。

後住内達之覚

拙僧病身故隠居御願申上相叶候に付後住之儀は先住忍海比丘取立之弟子則拙僧法弟諦忍と申僧居へ申度奉願候、世寿三十八(マヤ)才法辺住職相応之僧に御座候、仍て御内達御願申上候、已上

興正寺隠居

大龜

八日両臣下諸老中両寺社奉行所へ披露に出ル(20)

享保十九寅三月

寺社御奉行所

これは忍海の弟子で大龜の法弟にあたる諦忍を後住とすることであった。この願書は三月二十五日に差し出されたものであつたが、それ以後の書き入れには、

被申談御用之儀御座候間、明六日四ツ時過月番之當役所え御出候様にとの事候、其節知事并外寺僧壺人御召具可被成候、以上

諦忍雅丈

大崎安之右衛門

中西甚五兵衛殿被申渡口上

御意御座候、興正寺後住職之儀其元え被仰出候、御勝手次第に御入院可被成候

即日月番之老中并に両寺社奉行所へ礼出ル

七日入院

とあり、五月五日の夕方に大崎安之右衛門より諦忍へ召状が出され、諦忍は六日に寺社奉行所へ行き後住職となつて七日に入院した。そして八日に両臣下、諸老中、両寺社奉行所へ披露に出ている。しかし、大龜は諦忍が入院する前の四月二十三日に四十四才で遷化した。

## 六 結 語

以上、諦忍の師について略伝をながめてきたが、剃髪得度師の檀道円極については、すでに別稿<sup>(21)</sup>で考察した。諦忍は自分の立場を『獅子伏狐編』に

夫吾山ハ本宗ハ律宗ナリ。大鳥派ナリ官所ノ書キ上ゲニモ律

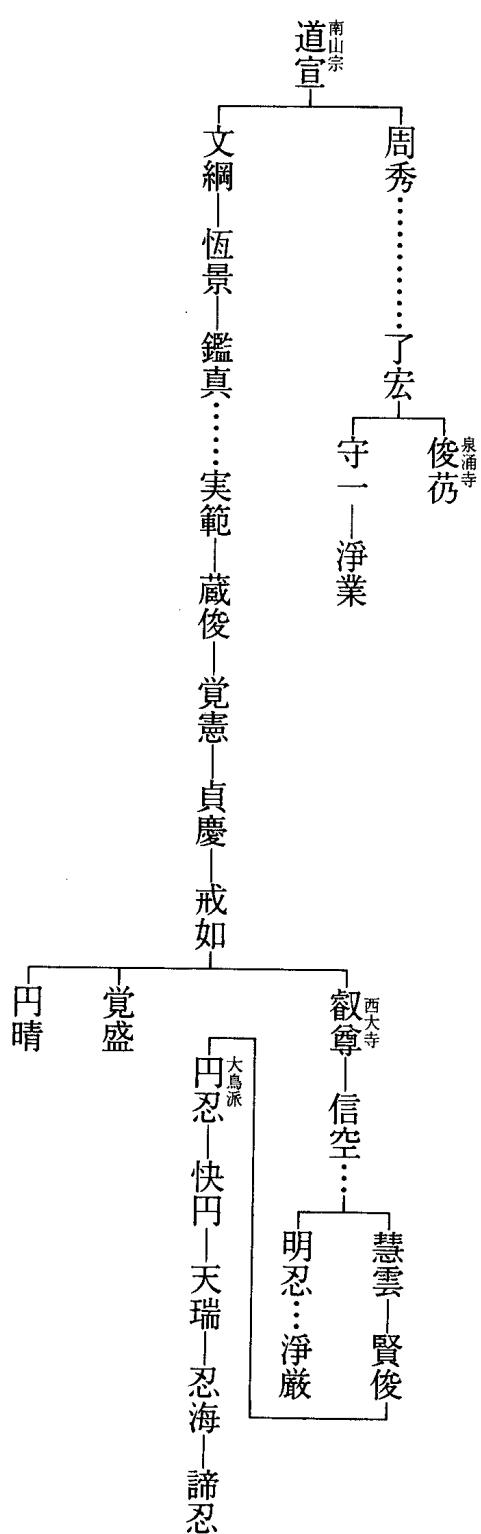
宗興正寺ト書ナリ。右ノ律宗ノ上ニ真言ト淨土トヲ兼学スルナリ。靈雲寺流トハソノ淨土ノ方ハ鎮西白旗正流ニシテ。各別相違ナリソノ淨土ノ方ハ鎮西白旗正流ニシテ。的ミ相承ノ真訣璽書ヲ伝ルモノナリ。吉水大師林六世ノ法孫

といい、『善導大師行状記』にも

予ハ真言宗ニ非ズ淨土宗ニ非ズ。唯コレ律宗ナリ。故ニ官所ノ書付ニモ律宗興正寺ト書ナリ。律宗トハ比丘沙弥等ノ戒律ヲ堅く持テ如來ノ正法ニ違ハヌヤウニ修行スルナリ。其上ニ真言ナリトモ念佛ナリトモ意ニ任セテ勤修スルナリ。コレ仏在世ノ本式ナリ。

といつており、律宗で大鳥派という。それは大鳥山神鳳寺の快円慧空の戒脈に連なる忍海について菩薩戒を受け、さらに寛忍戒を受けたためで、系図1となる略系である。<sup>(22)</sup>

系図1



諦忍律師の師と弟子（川口）

次に、真言は小野地蔵院流秘決の印可を高麟より受け、  
廣沢保寿院流及び西院流の印可を大龜より受けた。その略  
系をあげると、系図2となる。<sup>(23)</sup>

さらに、淨土は鎮西白旗流聖書を高麟より受けているが、  
著作の『日課念佛決定往生図説』奥書の「六字名号決定往  
生相伝血脉」には、

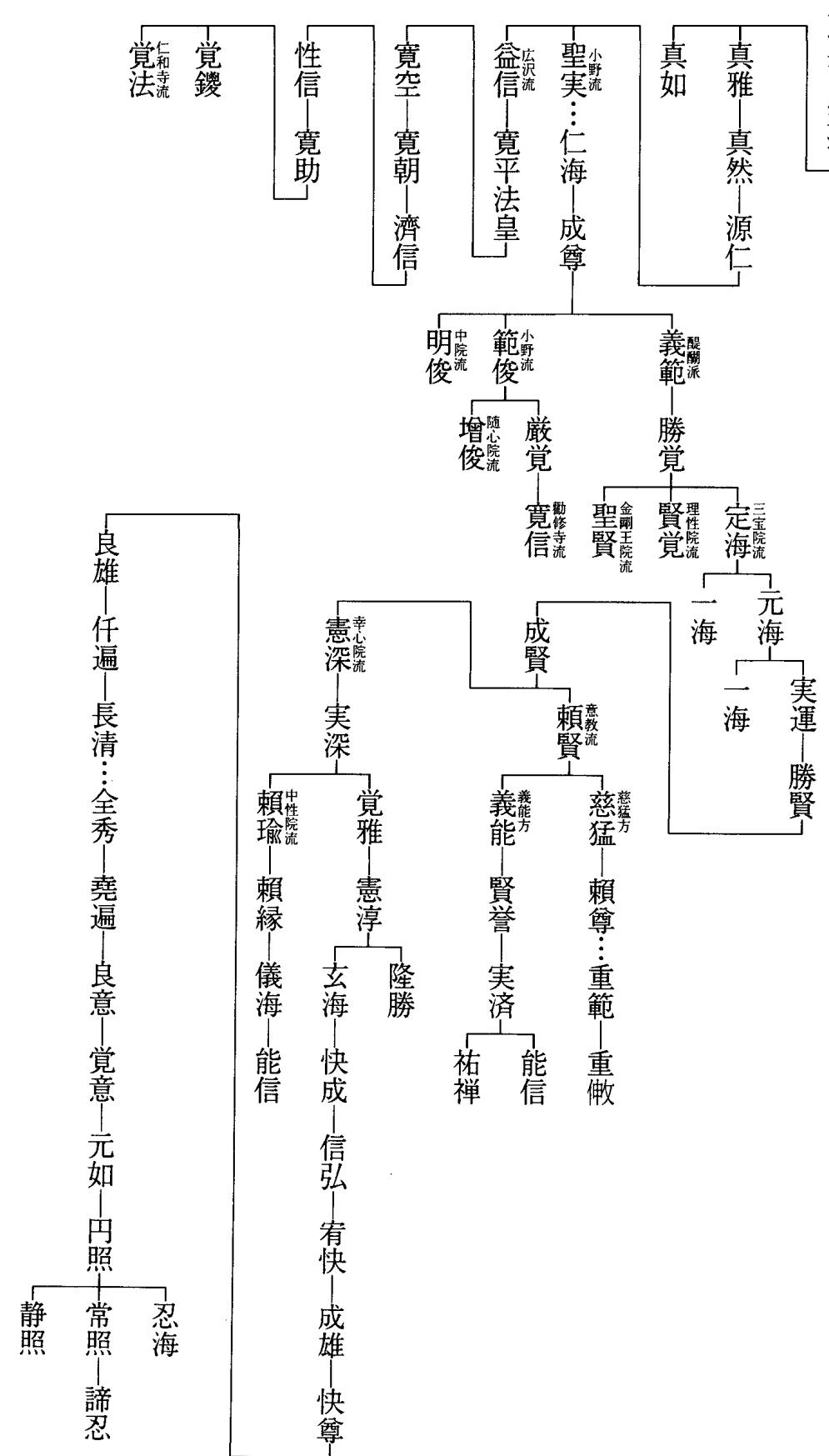
釈迦牟尼如来——婆薮般豆菩薩——菩提流支三藏——玄  
忠曇鸞大師——西河道綽禪師——光明善導大師——吉水  
円光大師——鎮西聖光辨阿上人——佐介蓮華良忠上人  
——白旗寂慧良晚上人——大田蓮勝永慶上人——盛蓮社  
成阿了実和上——西蓮社聖問了譽和尚——大蓮社聖聰西  
譽和尚——明蓮社西仰聰譽和尚——定蓮社聖觀音譽和尚  
——文蓮社光問隆譽和尚——光蓮社了聞天譽和尚——上  
蓮社周仰親譽和尚——昌蓮社天啓果譽和尚——麿蓮社  
貞把道譽和尚——鎮蓮社存貞感譽和尚——演蓮社幡隨智  
譽和尚——幡蓮社隨波天譽和尚——生蓮社無絃往譽和尚  
——縁蓮社輪超三譽和尚——真蓮社魯含美譽和尚——想  
蓮社成辨單西和尚——唯蓮社忍海點阿和尚——淨蓮社高  
麟常照和尚——雲蓮社諦忍妙龍

と相承しており、法系でみれば、系図3となる。なお、本  
書には真言の法脈もあげられており<sup>(24)</sup>

大日如來——金剛薩埵——龍猛菩薩——龍智菩薩——金  
剛智三藏——不空三藏——惠果和尚——弘法大師——真  
雅和尚——源仁和尚——聖寶和尚——觀賢和尚——淳祐  
和尚——元果和尚——仁海和尚——成尊和尚——義範和  
尚——勝覺和尚——定海和尚——元海和尚——實運和尚  
——勝賢和尚——成賢和尚——道教和尚——親快和尚  
——親玄和尚——覺雄和尚——聖快和尚——快玄和尚  
——義快和尚——宗壽和尚——通快和尚——俊雄和尚  
——宗承和尚——宗醇和尚——宗秀和尚——亮盛和尚  
——宗弘和尚——慧覺和尚——慧照和尚——湛海和尚  
——円照和尚——點阿和尚——常照和尚——妙龍  
と生駒山の湛海の法系を受けている。

このように諦忍は、自らいうように戒律を堅く護持し、そ  
の上に真言や念佛を意に任せて勤修する立場をとった。興  
正寺開山天瑞円照は、戒行と真言大法の修行のみで確かな  
淨土思想は明らかにならないが、二世忍海は天瑞の流れを  
汲みながらも淨土白旗流と交渉を深く行い血脈相伝を受け

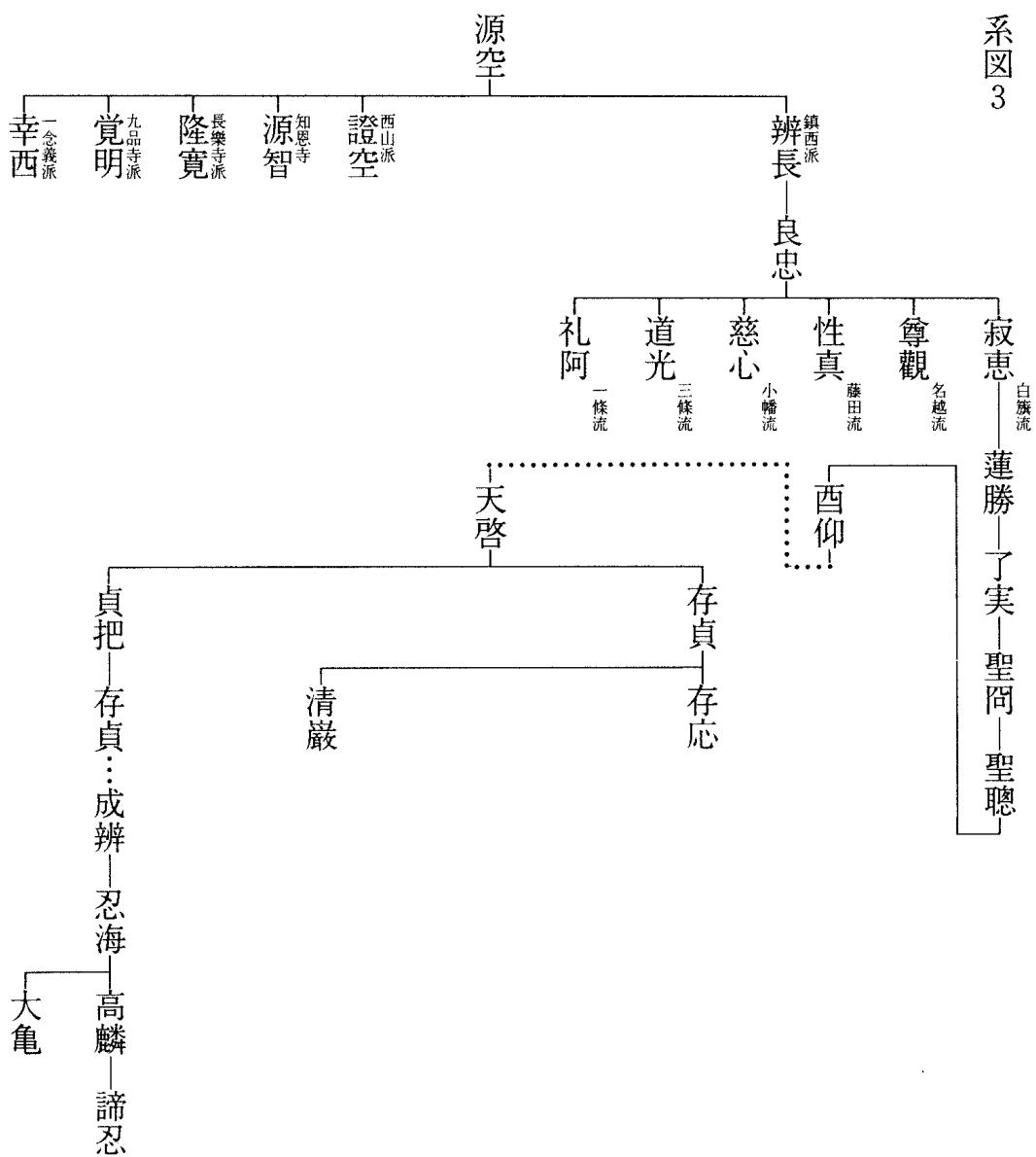
系図2



諦忍律師の師と弟子（川口）

諦忍律師の師と弟子（川口）

系図3



た。したがつて、諦忍の思想体系は天瑞の真言と律に忍海の淨土門を受け継いで顯揚したものと考えられるのである。

(3) 是庵居士については、念佛堂の位牌に

(表) 寂忍是安庵主

(裏) 癸巳季三月十一日俗名松井八右衛門善士

八事山開創之節助縁并堂之弥陀尊寄進  
寺ノ縁起ニ山之證文等ノ事アリ

注 (1) 「補忘記」(八事文庫文書三十)に

一此僧伽梨二十五條衣は鑑真大和尚御将来之衣也、興正菩薩護持被成、淨土寺常住に納り淨土寺法衰之後、良永和尚所持被成、真政和尚に仏舍梨并此衣<sup>(ヲ)</sup>附屬被成、政和尚受持之衆也、右之趣分明御座候間疎畧被成間敷候、已上

天和二年八月十五日 大鳥山神鳳寺比丘

元真

天瑞律師

といふ。

(2) 「總括靈名錄」(八事文庫文書二四九二)には、  
法雲和上 高野真別所一代。開山旧交  
鑑真袈裟。五古三古寄納。

「祠堂帳」には、

法雲元如和上 開山旧交。高野山真別所。寄附  
鑑真大衣大師五古覺鑊三古一。

とあり、鑑真所伝の僧伽梨衣も法雲元如より寄納されたことをいう。

諦忍律師の師と弟子(川口)

(5) 元瑞寺の寺号を引き移して新規に建立したことは、例え  
ば文政五年九月の「由緒書」(八事文庫文書二十四)に  
一當寺之儀は最初瑞龍院様御代貞享五年辰八月廿日、當村  
黄壁派元瑞寺と申殿寺御座候所、右寺号引移新規御建立  
……  
とあることより明らかである。

(6) 「覺」(八事文庫文書二八三)。

(7) 「八事山興正寺伽藍結攝僧大界記 全」(八事文庫文書一  
四九二)。

(4) 茅庵とは、圭峯山元瑞寺という黃檗宗の寺院であった。  
『名古屋寺社記録集』二十一(名古屋市鶴舞中央図書館蔵)  
の「御領内黃檗派寺并住持等之覚」によれば、  
同郡愛知郡八事村

圭峯山 元瑞寺 住持

平僧 靈応

大休和尚之弟子

……

とあり、貞享、元禄年頃は、大高村長寿寺の大休の弟子の  
靈応が住持であった。

天和二年八月十五日 大鳥山神鳳寺比丘

元真

天瑞律師

といふ。

(2) 「總括靈名錄」(八事文庫文書二四九二)には、  
法雲和上 高野真別所一代。開山旧交  
鑑真袈裟。五古三古寄納。

「祠堂帳」には、

法雲元如和上 開山旧交。高野山真別所。寄附  
鑑真大衣大師五古覺鑊三古一。

とあり、鑑真所伝の僧伽梨衣も法雲元如より寄納されたことをいう。

諦忍律師の師と弟子(川口)

諦忍律师の師と弟子（川口）

- (8) 周学が地蔵寺二十二世であることや地蔵寺の由緒は、  
『二宮市史』下巻（昭和十四年四月 一宮市役所）五六一  
頁で明らかになる。しかし、地蔵寺時代のことなどは全く  
明らかにならない。師の万徳寺二十四世良学については『万  
徳寺什物調査報告書』（昭和六十二年一月 稲沢市教育委  
員会）五頁の「歴代住職」に、
- 第三世 良学 住職就任年月日不詳。寛文四年（一六六四）  
三月梵鐘鑄造。同十年五月、秀円法印に印可伝授。  
同十三年仲春殼旦宥榮に附法状授与。したがつて由  
緒書の寛文十二年十二月廿六日病死は誤り。
- とある。なお、周学が遷化した所の無量光院（稻沢市中之  
庄町）の弟子延教は、同院第十五世で宝永三年（一七〇六）  
に阿弥陀三尊を修理し、正徳二年（一七一二）九月に隠居  
している。周学が示寂した時は、第十七世覺如が住持であ  
った。無量光院については『寺院什物調査報告書——真言・  
浄土——』（昭和六十二年十月 稲沢市教育委員会）五十  
一頁参照。
- (9) 神鳳寺の「僧名帳は、前田恭典「近世真言律における三  
僧坊について」（高野山大学図書館蔵）一七一页による。
- (10) 「補忘記」（八事文庫文書三十）。
- (11) 「奉願御事」（八事文庫文書三七四）にある。
- (12) 「寺務覚書」（八事文庫文書五十八）に  
一廿三日老和尚聞持堂へ退居、快門方丈へ入室之事

(13) 「八事山興正寺伽藍結攝僧大界記 全」（八事文庫文書一  
四九二）。

(14) 以上の略伝は「第三世書上之留記」（八事文庫文書三十六）  
より摘出した。

(15) 「奉願御事」（八事文庫文書二二三）。

(16) 「後住内達之覚」（八事文庫文書二〇三）。

(17) 「遺語」は「雑集」（八事文庫文書二五〇二）に所収して  
いる。

(18) 「三代別記」（八事文庫文書一〇五九）に授印可や系譜な  
どが所収されている。

(19) 「第四世公儀書上之扣」（八事文庫文書一一三）。

(20) 「後住内達之覚」やそれ以後の書き入れは「願書留記」  
（八事文庫文書五十四）に所収している。

(21) 摂稿「諦忍律师の本師檀道円極和尚について」（平成三  
年六月 「愛知学院大学教養部紀要」第三十九卷第一号）  
で考察した。

(22) 「名古屋市史」社寺編（大正四年七月 名古屋市役所）  
三五九頁の「四分律宗略系」より摘出してあげた。

(23) 「名古屋市史」社寺編三五八、三五九頁の「東密略系」  
より摘出してあげた。

(24) 『名古屋市史』社寺編三八二、三八四頁の「淨土教略法系」  
より摘出してあげた。

という。

## 第二節 諦忍の弟子

### 一 「祠堂帳」による弟子

興正寺に所蔵する「祠堂帳」より諦忍の弟子をとりあげてみよう。そして、彼らを示寂年月日順に並べ「祠堂帳」に記されていることをあげてみると、

聞性宝覺法律師

天明四辰年（一七八四）二月三日。  
當寺五世剃度受具。住職數年有故闕住也。故無石塔及位牌。濃州可児郡送木村之產。

澄運覚樹法子

天明四年（一七八四）九月十二日。  
當寺弟子。金五両入。

休心泰淨法子

天明六丙午年（一七八六）九月十五日。  
本門石垣建立。金一両二分入。第五世剃度弟子。中郷邑。俗名平七。

亮然慈幢法子

寛政元己酉年（一七八九）十一月二十三日。  
金一両入。裏門石垣入。諦忍和上弟子。十五歳死葬于西山。

慧範眞徹法子

天明三辛亥年（一七九一）七月初六日。  
第五世剃度於濃州細目村東光寺死。享年四十二。

慈眼明照法子

寛政七乙卯年（一七九五）六月二十九日。  
第五世老和尚最初之剃度。濃州可児郡兼山邑奥村氏之息。祠堂金一両并張單子一箇。開山御筆之日輪地藏尊一幅。拝納。

覺音淨貞法尼

寛政十一己未年（一七九九）正月初八日。  
第五世剃度。海東郡花常村之人於京都死去。享年三十  
八。貞珊瑚肉婦也。葬骨於當山上立石塔。祠堂金三両并大日尊小像厨子入納五層塔之心柱也。

諦忍法律師の師と弟子（川口）

素林良節法尼

寛政十一己未年（一七九九）八月十五日。  
鳥井松了玄弟子。第五世剃度。

菊泉如湛法印

享和三癸亥年（一八〇三）二月初九日。  
第五世剃度。春秋四十。葬于七寺。金五両入。

了玄光岳法尼

文化元甲子年（一八〇四）四月十六日。  
五世剃度。春秋六十四。死葬鳥井松艸庵之側。

乘蓮慧通法尼

文化五戊辰年（一八〇八）三月二十七日。  
春日井郡豊場村次良八女。五世和上剃度。金二両入。

性俊実祐法師

文化十四丁丑年九月九日。金三両入。八世代。宮町藤屋市郎右衛門。

清祐了然法尼

文化十一甲戌年（一八一四）四月十二日。  
當寺五世剃度。春日井郡樂田村内久保利右衛門娘。

淨光壽仙法尼

文化十二亥年（一八一五）十二月二十四日。  
第五世剃度。五軒屋元右衛娘。七十九歳。死葬于西山。

貞珊良岳法尼

文化十三子年（一八一六）九月四日。  
第五世剃度。花常村孫九郎娘。四十五歳死葬于西山。

行信順西法尼

文政四辛巳年（一八二一）六月十六日。  
地藏堂再興主五世和上剃度。即右堂第四世葬于當山。

良善順教沙弥尼

文政十辛亥年（一八二七）閏六月七日死。  
當山五世剃度。春日井郡祢宜屋藥師堂第一世。

西蓮社戒譽上人惠觀深透和尚

天保三辰年（一八三二）五月一日。  
海東郡刈村長福寺住後遁南山。

戒船智榮法尼

天保三辰年（一八三二）五月一日。  
金十両入。  
戒船智榮法尼 第五世剃度。鳥井松扣庵住居夜具等入。

となり、十九人の名があげられ、その中に十人の法尼がいる。すべて剃度の弟子で、聞性、慧範、慈眼は諦忍と同郷

諦忍律師の師と弟子（川口）

の濃州出身である。特に慈眼は、諦忍の最初の弟子で、後に興正寺の知事を勤めている。

「祠堂帳」には「當山弟子」とあり、剃度の師が明確にならない人もいる。そのため、ここにあげた人以外にも諦忍の弟子はいるかもしれないが、現在明らかになる人は興正寺六世泰岳弘道、同七世真隆実巖で、その外、念佛堂の位牌に

（表） 権大僧都大阿闍梨法印放順良碩靈位

（裏） 五世諦忍剃度

金一分入

外二品入

とある放順良碩もあげられる。

## 二 興正寺後住の弟子

諦忍は七十才になつた安永三年（一七七四）五月、弟子の泰岳弘道に興正寺の後席を譲り隠居した。寺社奉行所へ出した泰岳繼席の願書がないため隠居の理由は明らかにならないが、『稿本藩士名寄』二三九（名古屋市蓬左文庫蔵）の興正寺をみると、

### 安永三年五月住持諦忍儀老衰御願隱居

とあり、老衰が理由であった。ところが、後住の泰岳は同年秋頃より瘡積の病となり、胸膈が塞つて医師の佐枝玄通の下で治療することになった。そのため寺務を行うことができず、翌年（安永四年）二月には落合村の弥陀堂へ隠棲することになった。したがつて、泰岳の住持期間は十カ月であつた。

泰岳と諦忍との関係を伝記資料より摘出してもみると、

明和九年（一七七二）

（安永元年）

九月

門人泰嶽從<sub>ニ</sub>京師<sub>ヲ</sub>而來改衣受<sub>ニ</sub>勤策律儀<sub>ヲ</sub>而帰

隠<sub>ニ</sub>棲洛西嵯峨<sub>一</sub>

（年譜）

九月

泰岳法衲來て衣を改め勤策律儀を受継席を約し

て帰洛

（行業記下巻）

安永二年（一七七三）

九月

至<sub>ニ</sub>十一月<sub>ニ</sub>命<sub>ニ</sub>京師泰嶽<sub>ヲ</sub>令<sub>レ</sub>修<sub>ニ</sub>受具之前行<sub>ヲ</sub>

（年譜）

安永三年（一七七四）

四月

京師泰嶽登山省勤。同月九日十日十一日泰嶽受

具成就。同十二日聞性真隆改衣受<sub>ニ</sub>勤策律儀<sub>ヲ</sub>

(年譜)

泰岳子受具。眞隆子勤策律儀を受。

(行業記下巻)

泰岳律師病に依て退隱。因て再ひ師に寺務を看せん事を乞ふ。辞すといへとも衆許さず。仍再ひ衆を領す。

(行業記)

五月 同十一日令下知事捧泰嶽繼席之願書達於官

庁。官序貽之東武以達君聽。

(年譜)

五月 師老躰を養ひ自行專修の為公許を得て西山に隠

約、泰岳比丘をして經席たらんと官所に達す。

公聽速にして  
岳師衆を領す

(行業記下巻)

となり、泰岳は明和九年（一七七二）九月に諦忍の下に来て勤策律儀を受け、洛西嵯峨へ帰つている。なお、「八事山第五世和尚行業記 下巻」によれば、その際、興正寺の後席を約して帰つたとあるが、当時の泰岳は蟹満寺（京都相楽郡山城町綺田）五世に住持していた。智積院に所蔵する『秘密曼荼羅宗教主義』の奥書には、

六月九日 命ありて弟子泰岳比丘寺主たり。

(年譜)

(行業記)

宝曆五亥四月仏誕生日於山城国倚田村蟹満寺草之畢

尾陽沙門弘道生年三十一

泰嶽有痞積之病塞胸膈從去秋令医師佐枝玄通療之。都無驗不能執行寺務。仍而需退隱。師領之。正月廿三日達其趣於官序速得聽許而去幽棲落合村弥陀堂。

(年譜)

とあり、宝曆五年（一七五五）四月に蟹満寺において本書を著わしている。しかも、尾陽沙門とあるところから、尾張出身で當時三十一才であつたことも明らかになる。その後、宝曆十年（一七六〇）春には『大日經疏伝燈記』、同十四年（一七六四）二月には東福寺蔵本と校合し冠書を以て改訓點を畢えた『理趣釈』<sup>(3)</sup>と同年には『再復正法論』を

二月官序令師監寺事。

諦忍律師の師と弟子（川口）

諦忍律師の師と弟子（川口）

書写している。<sup>(4)</sup>明和八年（一七七二）二月中旬には『伝法灌頂伝』（八事文庫西山・二十五・ア・二十四）『伝法灌頂金剛界伝記』（八事文庫西山・二十五・ア・二十五）『伝法灌頂胎藏界伝授記』（八事文庫西山・二十五・ア・二十六）を書写しており、安永一年（一七七三）五月には『理趣經義述』<sup>(5)</sup>を数本と校訂している。そして九月より十一月には、諦忍の下で受具の前行を修めており、翌年（安永三年）四月九、十、十一日に受具した。なお、翌十二日には聞性と真隆が諦忍の下で改衣して勤策律儀を受けている。五月十日には泰岳の繼席の願書を寺社奉行所へ出し、六月九日に繼席の君命を受けて十日に住院式を挙行した。しかし、同年秋頃より胸の塞る病となり、興正寺の寺務を執行することができないため退隱することになった。諦忍は正月二十三日に、その趣を寺社奉行所へ出し聽許されているが、

細野要斎の『<sup>(6)</sup>傳之滴之仏家雜纂』の「八事山興正寺歴代」には  
不侮疇昔披天台戒流波□法第五子六心退而為寔退忽□起  
文書があり、

信論焉矣。

然智者大師告別靈山会場親聞仏說寄智者自唱波宗所規模

法藏大師亦嘆之或而天台不披見起信爾然智者所造小止觀

引證論分明也□亦分國之實達論家者哉、予尋本宗会□雖

とあって、退隱した理由が脱走とか出奔という悪い理由に

泰岳出奔<sup>(6)</sup>

とあり、「八事山興正寺歴代寺領五十石」には

第六世 泰岳 諦忍弟子  
脱走

泰岳が退隱したため、諦忍は四月より看住となつて再び寺務を見ることになつた。一方、その後の泰岳は安永九年（一七八〇）に『大毘盧遮那教主義』を刊行しており、天明元年（一七八一）五月には「四度行軌」（八事文庫西山・二十五・ア・五十七）を書写している。その他、『八結伝授聞書』『灌頂要私記』などの聞書もあり、蟹満寺弘道、八事山弘道と呼ばれ、学解を以て当代に聞こえたが、学風はやや智山と異なつたため、弟子は多くなかつた。<sup>(9)</sup>諦忍との関係は、興正寺に住持する一年前からしか明らかにならず、尾陽沙門とあるところから諦忍について剃髪していたのではなかろうか。そのため後席に迎えられたものとも思われる。年次は不詳であるが、泰岳が諦忍へ教えを請うた文書があり、

不侮疇昔披天台戒流波□法第五子六心退而為寔退忽□起

なつている。

泰岳が退隱したため、諦忍は四月より看住となつて再び寺務を見ることになつた。一方、その後の泰岳は安永九年（一七八〇）に『大毘盧遮那教主義』を刊行しており、天

明元年（一七八一）五月には「四度行軌」（八事文庫西山・二十五・ア・五十七）を書写している。その他、『八結伝

授聞書』『灌頂要私記』などの聞書もあり、蟹満寺弘道、

八事山弘道と呼ばれ、学解を以て当代に聞こえたが、学風

はやや智山と異なつたため、弟子は多くなかつた。<sup>(9)</sup>諦忍と

の関係は、興正寺に住持する一年前からしか明らかになら

ず、尾陽沙門とあるところから諦忍について剃髪してい

たのではなかろうか。そのため後席に迎えられたものとも思

われる。年次は不詳であるが、泰岳が諦忍へ教えを請うた

文書があり、

宋朝人師多和會之□不穩、予亦逢明師尋問之久矣。然多犯亂答而予僻執未教曾聞筆者廣達經律學拳三成常入念佛

三昧而化海內願尊者無愛悲消不侮水執幸甚其益豈少乎餘有一二之□執兼者無衣此一復奉請教衣不備

寺社奉行所へ

奉願御事

今般泰嶽儀病身に付奉願隱居仕候處、短住故後住に可仕相應之弟子御當地に無御座候間、後住之儀は拙僧へ任せ候旨聞候、就夫當時後住に可奉願比丘僧は無御座候得共、拙僧弟子沙弥聞性と申僧幼年より隨身仕當年世寿參拾八歳に相成生質戒行等宜相見得申候間、一兩年之内に比丘に取立後住に仕度奉存候、其内拙僧儀看坊被仰付被下候は寺役法要等右聞性差出無退慢執行可仕候、右之趣奉願度奉存候、依之御内達申上候、以上

正月六日

呈  
諦忍大和上(10)  
左右

といつてある。そして天明八年（一七八八）七月十五日に示寂したが、『秘密曼荼羅宗教主義』の奥書より推測すれば世寿は六十四才になる。興正寺に位牌は祀られているが、墓塔はない。なお、「祠堂帳」の第七世祠堂には

申次

泰嶽

未二月

八事 興正寺隱居

諦忍

寺社御奉行所

周山義光法子 春日井郡下之郷邑孫右衛門息泰岳和上剃度於江州大津九品寺死

二月廿五日

金二朱入入金一分入

高橋司書殿

林又左衛門殿

取次吟味役

林義兵衛(11)

と後住に弟子の聞性を推薦している。しかし、沙弥のため

なる。

とおり、剃度の弟子に天明六年（一七八六）二月二十五日に大津の九品寺で示寂した周山義光のいたことが明らかになる。

安永四年（一七七五）一月に泰岳が退隠した後、諦忍は

諦忍律師の師と弟子（川口）

一、二年の内に比丘に取り立て後住に就く迄の間、自分が

諦忍律師の師と弟子（川口）

看坊となり、寺役法要などは聞性に怠慢なく行わせると申し出ている。それに對し二月九日、取次吟味役の林義兵衛より諦忍へ

未二月九日

取次  
林義兵衛

右之通相済申候

奉行如右

諦忍

右は今般住持泰嶽儀病身依願令隱居候之處、短住故後住に可致相應之弟子當地に無之候間、後住之儀は其方之任せ候旨申聞候由、夫に付當時後住に可相願比丘僧無之候間、其方弟子聞性と申僧幼年より令隨身當年世寿三拾八歳に罷成生質戒行等宜相見へ候間、一両年之内に比丘に取立候上後住に致度旨、其内は其方看坊被仰付候はゞ寺務法要等右聞性差渡無怠慢執行可致由願之趣被相達承届候、右は願之通其方儀看坊相務之寺務法要等聞性差渡可

有執行候、勿論追て後住にも可相成哉之聞性之由に候得

は諸端法式之儀万端悉令伝授戒行等之儀末々宜成立候様指揮可有之候

但本文之通に付、當時無住之儀に候得は諸事心付山内メリ万端宜申付、其外寺務等念入至て大切に可被相勤候

八事山興正寺隱居

諦忍

と聞き届けたことが伝えられている。そこで、四月には諦忍が聞性に命じて夏安居中に受具の前行を修せしめており、十二月十一日には真隆と共に登壇受具した。<sup>(12)</sup> なお、前年の同三年（一七七四）四月十二日には真隆と共に改衣して勤策律儀を受けており、また、同月に梓行された『空華隨筆』には、

跋

本師老人信レ手記<sub>セテ</sub>胸中所蘊<sub>サル</sub>悉無レ不<sub>ヲ</sub>後昆発葉<sub>ニアラ</sub>矣、予乞而以授<sub>テク</sub>廻生<sub>ニ</sub>焉

門人聞性敬識

と跋文を記している。

安永四年十二月九日、諦忍は比丘僧となつた聞性が住職になることを寺社奉行所へ願い出た。

奉願御事

當春泰岳病身故御願申上退院仕候に付拙僧へ看坊被仰付慎て相勤罷在候、然ル所弟子聞性儀比丘僧に取立申候、

世寿二十八歳法辺住職相応之僧にて御座候間、何卒當山

愛知郡八事山律宗

に住職被仰付被下候様に奉願候、右願之通に仰付被下候

は可忝候

未十二月九日

八事山興正寺看坊

諦忍

寺社御奉行所

取次 林儀兵衛

また、別紙の覚にも

弟子聞性儀拙僧に式拾年来隨身修学仕候、當春以来別て

法式伝授比丘僧に取立申候、拙僧儀老衰仕寒氣之節別て

看坊寺役も勤り兼申候、右聞性儀後住相応之僧にて御座

候間何卒此僧に住職被仰付被下候様奉願候、以上

未十二月九日

八事山

諦忍

林儀兵衛

と願つており、これらの願書を差し出した後の同月十五日に觸状が来て、十七日に諦忍は聞性とともに寺社奉行所へ出てくるように申し渡された。そして出張した聞性へ

諦忍律師の師と弟子（川口）

右は興正寺住持泰嶽儀病身寺役難勤に付當春願之通隱居

申渡候、其節右後住相応之比丘僧無之に付隱居先住諦忍  
儀看坊に申渡尤其方えも法式之儀万端悉令伝授戒行等之  
儀末々宜成之候様可致指揮由諦忍へ申渡置候処、其方義  
當春以来段々法儀令伝授此間比丘僧取立候間住職被仰付  
被下候様致度旨、今般諦忍願之趣及言上候処、其方儀興  
正寺後住職被仰付との御事に候

未十二月十七日

取次

と興正寺後住職に就くことが許可された。即日、聞性は月番老中伊賀守と両寺社奉行へ御礼廻りして帰寺し、二十日に入寺式を修行した。二十一日には諸老中両臣下（寺社奉行）両奉行へ、以前からの習慣の如く廻り披露を行つており、同日には吟味役増田少守、林氏なども格別の取り計らいを行つてくれたところから聞性は自ら御礼に廻つた。そして二十八日には、寺社奉行所より案文が来た通り、宗門

文性

興正寺先住諦忍弟子

諦忍律師の師と弟子（川口）

一札を認めて自ら持参している。それには

指出シ申一札之事

三沢源左衛門

とある。なお、聞性住職期間中に寺社奉行所へ出した願書などは、使僧の淨榮によるものが多い。<sup>14)</sup>

一拙僧當寺ミス入院仕候に付切死丹宗門御制禁之旨從寛文五巳之年段々被仰出候、御書付之條數致承知弥吟味仕當寺召仕并に弟子同宿道心者に至迄宗旨穿鑿仕候処怪敷儀無御座候則其者共之自分手形寺手形をも為致取置申候事一寺領之百姓并妻子右召仕之男女切死丹宗門相改候處に怪敷儀無御座候、則五人組を申付其上庄屋組頭にも手形為致寺手形をも取置候事

右之趣相違無御座候、少にても疑敷儀御座候はミ早速可申奉候、為其仍て如件

八事山律宗

興正寺印

文性書判

興正寺隠居

諦忍比丘<sup>15)</sup>

石原善吾

三月十二日

上

安永四年未十二月廿八日

高橋司書殿

林又左衛門殿

取次當番

と、十四日九時頃に寺社奉行所へ出張するようにいわれ、十四日に諦忍は、

八事山興正寺隠居

諦忍

右は今般住持聞性儀病身仍願令隠居候處、指当り後住に

可致相應之比丘僧無之由、尤一両年之内には聞性法弟之内にて比丘僧取立後住に可相願候間、當時其方儀看住申付候様致度旨聞性相願之候、仍重て後住願出候迄其方儀看住申付候条山内之メリ万端宜相示寺務大切に可被相勤候

卯

三月十四日

と聞性は隠居したが、後住に相應の比丘僧がいないため一、二年内に聞性の徒弟より比丘僧を取り立てて後住に願う間、看住を諦忍に申付ける聞性の願いがあった。山内の取締りなど万端宜しく行い、寺務も大切に勤められることを仰付けられている。なお、先住の聞性へも

其方儀病身に付最前願之上致隠居候處、指當後住に可致相應之比丘僧無之由、尤一両年之内に其方法弟之内にて比丘僧取立後住に可相願候間、當時先々住隠居諦忍え看住申付候様致度旨願之趣申談候、右は願之通諦忍儀看住に申付候条被得其意諸法弟之内にて後住僧相撰法式戒行精々令伝授一両年之内に後住可被相願候

拙僧儀病身故隠居仕度旨當春御願申上候處願之通被仰付被下忝奉存候、其砌差當り後住に相應成比丘僧無御座候に付、先々住隠居諦忍え看坊被仰付被下候はモ一両年内に拙僧法弟之内にて比丘僧に取立後住に奉願候様に仕度旨御願申上候所、是又願之通被仰付被下忝奉存候、其以來比丘僧取立之儀段々相心懸ケ候得共、拙僧義免角多病故心合勝レ不申、万端法式等伝授仕比丘僧に取立申儀中々相叶不申候、依之右後住取立之一儀は一向看住諦忍え打任置、拙僧儀は旧里表え引退キ万事致放下安心に養生仕度奉存候、此趣諦忍え委細に引合置追て比丘僧取立被申次第諦忍より後住之願差出し被申候様に仕度候、右願之通被仰付被下候はモ忝可被存候、以上

と書付が渡されている。しかし、九月（十日）には聞性より寺社奉行所へ

奉願御事

天明三年卯九月  
寺社御奉行所<sup>(16)</sup>

諦忍律師の師と弟子（川口）

聞性書  
判

興正寺隠居

諦忍律師の師と弟子（川口）

と自分の法弟より比丘を取り立てて後住に願うつもりでいたが、自分は多病で心合はすぐれず、法式などの伝授ができないため、後住取り立てのことはすべて看住の諦忍に任せ、自分は郷里へ帰り、万事を放下し安心して養生したく思っている。このことは諦忍にも委しく話して承知しており、諦忍より後住願を差し出されるようになれば添いと願っている。この聞性の願いは、差し出された十日、即日に決済され、聞性は九月下旬に興正寺より郷里へ帰った。

翌同四年（一七八四）閏正月八日には、

申談儀有之候間、明九日四ツ時頃知事役所え御指出候様に存候、以上

閏正月八日

岡本藤右衛門

興正寺

寺社奉行所

使僧祖関

一出立之節、御紋付之御位牌所持之儀存不申候、以上  
辰閏正月十日  
八事山

興正寺

八事山

興正寺

使僧祖関

とあるように、寺社奉行より興正寺知事へ翌九日四ツ時頃に寺社奉行所へ出張するように觸状がきた。そこで、知事の祖関が出向して尋ねられ、書付を差し出すようにいわれた。その外についても少々尋ねられたようであつたが、内容は聞性のことであった。十日に「覚」を寺社奉行所へ出

しているが、その「覚」をあげると、

覚

一出生は濃州可児郡送り木、治平弟俗名は岩之助と申候一八事辺に篠原と申庄号并枝郷は無御座候

一去年入湯出立は九月廿八日にて御座候、尤當寺表向は御役所へ御願申上候通り旧里表え引退キ申候分に御座候

月は相知不申候

一出生は濃州可児郡送り木、治平弟俗名は岩之助と申候一八事辺に篠原と申庄号并枝郷は無御座候  
一去年入湯出立は九月廿八日にて御座候、尤當寺表向は御役所へ御願申上候通り旧里表え引退キ申候分に御座候  
一出生は濃州可児郡送り木、治平弟俗名は岩之助と申候一八事辺に篠原と申庄号并枝郷は無御座候  
一去年入湯出立は九月廿八日にて御座候、尤當寺表向は御役所へ御願申上候通り旧里表え引退キ申候分に御座候

付の御位牌を所持していたかは知らない。以上の五つのことであつた。

右のことを十日に差し出したが、その後の一十二日にも寺社奉行所より呼出しがあり、

申談儀有之候間、明廿四日四ツ時知事御指出候様にと存候、以上

閏正月廿三日

興正寺

岡本藤右衛門

とあるように、二十四日四ツ時に知事を差し出すようにいわれた。そこで出張したところ、御紋付絵符はあるかと尋ねられ、そのため翌二十五日に絵符を持参することになり、絵符大小五枚を差し出した。この紋付絵符とは「書上扣」(八事文庫文書五十二)に

一同御紋付絵符

五枚

右は元禄九年子八月被下置候<sup>(17)</sup>

とあり、元禄九年八月に徳川光友より寄進されたもので、

天明八年十月の「葵御紋付御改書上」(八事文庫文書三十九)

一絵符

五枚

諦忍律師の師と弟子(川口)

右は元禄九子年八月大般若御寄附之節御用立被下置、其後時々往来之節用來候所、近年什物に致置候様に被仰渡候故宝蔵え納置申候

と

あり、『大般若經』寄附の時に用いられたものであつた。

その後、道中往来の時にも用いられたが、近年、什物にして宝蔵へ納めておくように申しつけられていた。しかし、

それが実際に興正寺に所蔵しているかは疑われており、寺社奉行所はそれを確認しようとしたのであつた。その後、

この絵符は文政七年四月改相済の「由緒書」(八事文庫文書三十四)や「由緒書」(八事文庫文書三十七)に

右般若經取寄候之節相用候

御紋付絵符

五枚

右絵符之儀道中往来之節も用ひ来候處先年寺社御奉行所え御預り相成申候

とあるように、寺社奉行所預りとなつてゐる。翌正月二十六日に書付を差し出した。その書付をあげると、

一當寺絵符先代より御座候分紛失は不仕候、尤聞性持參仕候絵符は隠し写し参り候哉、當寺に吟味仕候へ共、

諦忍律師の師と弟子（川口）

壱人も存候者無御座候

一聞性親の名は浅右衛門と申候

一聞性隱居料貳百三拾貳両貳分遣し申候

一聞性字は寶覺と申候、其外在山之節里桃と申名は無御  
座候

以上

辰閏正月

八事山

興正寺

寺社御奉行所<sup>(18)</sup>

とあり、一、当寺の絵符は先代よりある分を紛失していな

い。聞性持参の絵符について調べてみたが、一人も知らない。  
二、聞性の親の名は浅右衛門という。<sup>(19)</sup>三、聞性への隱  
居料は貳百三拾貳両二分であつた。四、聞性の字は宝覺と  
いい、その外に里桃という名は用いていなかつたという。

右の通りに差し出したが、この書付は少々悪かつたため

二十七日に再度差し出して納められた書付であつた。また、

先日尋ねられた篠原という所は実在していたため、寺社奉  
行所へ申し上げた写しをあげると

口上之覚

先達て之御答に篠原と申庄号并枝号に無御座由申上候、  
然所其後承り合候へば中根村金三郎と申者の扣下の字ヲ  
篠原と申候由、右山に山守小家も御座候由承り申候、是  
は當寺より壱里餘も東南に野並村と申所御座候、彼村附  
の下の由乍去承り合候分にて其地へ參り一見不仕候へト  
モ先承り合候分如此御座候故依之御達申上候、以上

辰閏正月

寺社御奉行所

とあり、その地へ行かないが実在することを申し上げてい  
るのであつた。

以上みてくると、天明四年閏正月八日に觸状が来て九日  
に寺社奉行所へ出張して依頼、聞性について尋問され、そ  
れに答えている。その訳は同年五月四日に寺社奉行所より  
興正寺へ出された「申渡状」（八事文庫文書七五七）に

八事

興正寺

其寺先住聞性儀於京都帶刀にて令徘徊僧俗之境不相分、  
所持之金銀を以内縁之者え於遊所売女等為召抱、右之者

共方え立入住所不相定、其上怪敷儀有之候由にて去年彼地町奉行所え被召捕候處、御吟味中致病死死骸取捨に相成候旨旦聞性儀葵御紋付絵符をも持登り候に付、段々御吟味有之候處、右は全ク私に写捺候趣に相決、則於町奉行所火中御申付有之候旨、就夫全躰聞性義願之上旧里え相越候筈之處、無其儀京大坂辺令徘徊尤前顯壳女等為召抱候趣は御吟味中被病死候付始末難相分候得共、何れにも右躰之仕義に及び候段、沙門之行状を令亡失不埒之事候、存命に候は御仕置可被仰付者に付聞性儀其寺歴代一世闕住に申渡候条可存其旨候

五月四日

ということから明らかになる。それによれば、聞性は京都で帶刀し徘徊しており、僧俗は明らかにせず所持の金銀を内縁の者へ渡し遊女を召し抱え、住所は定まらず、その上に怪しいことがあり、去年（天明三年）、京都の町奉行所に召捕えられて調べを受けていた。しかし、その間に病死したため、死骸は取捨になつた。また、聞性は葵御紋付絵符を所持しており、これは興正寺宝蔵の什物でなかろうかと思われたが、段々と調べていく中に聞性の作りあげたも

のと判明し、町奉行所で焼くことを申し付けられた。

考えてみると、聞性は願い通りに郷里へ引っ越ししていはずであつたが、聞性は郷里へ行かず京都や大坂あたりを徘徊して遊女などを召抱えていた。調査中に病死したため詳しいことは明らかにならないが、何れにしても沙門の行状を亡失した不埒なことであり、存命ならば御仕置を受けるところであつた。そのため、聞性を興正寺歴住一世より闕住することが申し渡されたのである。即ち聞性は、天明三年九月二十八日に郷里の濃州可児郡へ帰つておらず、京都、大坂を徘徊し怪しいことがあつて京都町奉行所に召捕えられ、取り調べ中の翌同四年二月三日に亡くなつた。示寂年月日は興正寺の「過去帳」によるが、その「過去帳」にも

當寺五世剃度受具住職數年有故闕住也、故無石塔及位牌  
濃州可児郡送木村之產

とあり、訳あって闕住をいつており、そのため石塔も位牌もないという。その後に成立した「由緒書」（八事文庫文書三十四）をみると、

五世隱居

看住

諦忍

一 安永四年未四月九日看住被

仰付 同年十二月九日看住退隱

但同年十二月十七日諦忍弟子聞性後住被仰付天明三年卯三月奉願退院仕候處其後不埒之儀御座候て一世

闕住に被仰付世代に入不申候

とあり、「過去帳」と同様、世代には入れず闕住をいうのであつた。

諦忍は三十才の享保十九年（一七三四）五月に興正寺へ住職し七十才の安永三年（一七七四）五月に隠居した。と

ころが、後住の泰岳弘道は胸がつまる痞積の病となり、寺

務の執行ができなくなつた。そのため翌同四年二月に隠居し、諦忍は看住となつた。同年十二月十七日には、聞性宝

覺が後住となつたが、九年後の天明三年（一七八三）三月、聞性は病となり住職を退隱した。そこで、七十九才の諦忍は、再び看住を勤めることになつた。その後、聞性は不埒者となり、京都町奉行所に召捕えられ吟味中に病死した。

沙門の行状ではなかつたため、興正寺世代の闕住が申し渡されるなど晩年の諦忍は興正寺後住に就く弟子に恵まれなかつた。しかし、七十才を過ぎた諦忍は『四分律行事鈔』

『六物図』『教誠律儀』などの戒律文献を講義するとともに、

浄土関係の著作も出して真言律を体系づけるなど精力的に活動していた時である。<sup>(20)</sup> したがつて、諦忍は律者として自分に厳しく行動しており、弟子教育も厳しかつたのではなかろうか。聞性の行動はその反発によるものかとも考えら

れるが、諦忍は天明五年九月に再看住を退隱して真隆実嚴に看住を勤めさせた後、翌年（天明六年）二月に寺社奉行所へ真隆を後住にする願いを出した。（八事文庫文書一二五）それには

（五）奉内願候御事

拙僧弟子実嚴儀、去秋當寺後住に被仰付被下候様に仕度

旨奉内願候之處、御吟味之上後住職奉願候儀は先き御聞候得共、相應之比丘僧も無御座候に付各段之訳を以看住に被仰付被下候義之旨被仰渡難有仕合奉存候、

然所拙僧儀、既當年八十二歳に罷成至て老衰之上、旧冬

已來之嚴寒に痛此節甚氣力も相勝不申、極老之儀に御座候へは此上餘命之程も一向無覚束奉存候、然夫去秋已來間も無御座奉願候儀恐入候儀には御座候へ共実嚴儀看住にて罷在候ては一山取メリも行届不申、其上末弟子等取立実嚴後住<sub>え</sub>附法相続方等に附ても差支え筋御座候条、旁何卒各段之御吟味を以此節正住に被仰付被下置候様仕度奉存候、左候は<sub>ミ</sub>法器等も不残讓渡し御願を以安心仕、開山已來伝法相続可仕と難有仕合可奉存候、仍て又<sub>ミ</sub>恐をも不顧、前顯之趣奉内願候、以上  
天明六年午二月

### 八事山興正寺

隱居諦忍<sub>判書</sub>

寺社御奉行所  
とあり、諦忍は看住が一代にわたつて続いたが、自分も八十二才となり老衰の上、旧冬以来の嚴寒のために氣力もす

ぐれず、極度の老衰となり余命もないと思われる。真隆は看住となつて一山を取り締つており、後住としての附法相続なども行つたといい、諦忍の体力の衰えによる精神的気弱さを感じるのである。そして、真隆は二月二十七日に七

諦忍律師の師と弟子（川口）

世住職に就き、諦忍は六月十日に八十二才で遷化した。真隆はそれ以来、文化十三年（一八一六）十月二十三日に退隠する迄、約三十年間住職を勤めたのである。

### 三 菩薩戒・日課念佛授与の弟子

伝記資料において菩薩戒授与と日課念佛授与に関する記事をあげてみると、

延享五年（一七四八）

（寛延元年）

四十四歳

三月三日より四月二十九日まで、先考と先妣追福のため、淨土三部經を講じ、日課念佛を誓受する者一万二千六百六十六人といわれ、『弥陀和讚』を印施す。

九月十五日、淨土白旗流の璽書を山内の大衆（永俊、

孝忍、慈教尼、慧光尼など）に授与す。同日、三河中山の貞照院の得嚴礼謁す。

寛延二年（一七四九）

四十五歳

二月一日、諸人のために円頓戒壇を開き菩薩戒を授く。三月二十三日より二十九日まで、岐阜・本誓寺で日課念佛を説き、受者数百人といわれる。西ノ庄・立政寺の貫空巨道來謁す。

諦忍律師の師と弟子（川口）

四月一日、尋耆、快耆、先耆、紹耆に菩薩戒を授け、  
三日岐阜を出発し尾張の蓮花寺村の弥陀堂に到る。

そこで四、五日衆のために説法し、六日興正寺へ帰  
る。

宝暦二年（一七五三）

四十九歳

正月二十八日、在俗のために菩薩大戒会を修し、二百  
余人に授与す。

宝暦五年（一七五五）

五十一歳

九月十五日、増上寺会下の穩問、相州真鶴村の託龍來  
謁し菩薩戒を受ける。同月十八日より二十二日まで、  
再び松坂の淨林寺で菩薩戒を授与す。帰路、伊勢神  
宮に詣り、津・西来寺で一日説法す。桑名に到り、  
大福田寺で三日間説法す。

宝暦六年（一七五六）

五十二歳

二月二十五日、道俗の求めにより、二百人に菩薩戒を  
授く。

宝暦九年（一七五九）

五十五歳

四月二日、持宝院、四日、岩屋寺、五日、遍照寺、六  
日、日間賀島、篠島へ行き、八日、安養寺、九日、

增福寺、十日、乾坤院へ行き、鳴海に宿る。十一日、

宝暦十年（一七六〇）

五十六歳

興正寺へ帰る。このように三月から四月まで、知多  
の諸寺へ行き日課念佛などを授く。

そこで九月、犬山の本地村の人のために菩薩戒を授ける。

宝暦七年（一七五七）

五十三歳

八月、清立・貞林両尼に菩薩戒を授く。同月三河・猿  
投山に詣り、二十四日加納村・弘誓院に宿つて二十  
五日に説法する。

宝暦八年（一七五八）

五十四歳

二月、村木村の貞紅などの請により、菩薩戒を三十七  
人に授く。

十月一日、永觀堂、獅子谷真如堂に行き、三日加茂下  
上の社に詣り、四、五、六、七日説法を行い、日課  
念仏を授く。八日京師より帰路につき、十一日帰山  
す。同月、谷汲山明王院の慶善礼謁す。

宝暦九年（一七五九）

五十五歳

八月二十八日より九月一日まで、周防の託龍の請によ  
り『西方淨土十樂手鏡』二巻を撰す。九月二十五日、  
貞真院、寿松院などの請により菩薩戒を授ける。

二月、遍照院で三日間、神照寺で十日間説法を行い、多くの人が日課念佛を受けた。

宝暦十二年（一七六二）

五十八歳

十月、中郷村・光明院の文仙の請により、二十三人に菩薩戒を授ける。『善導大師行状記』を印刻す。良才禪師礼謁す。

宝暦十三年（一七六三）

五十九歳

四月五日、衆請によつて菩薩戒壇を建て百余人に授く。祐福寺の玄通礼謁す。

九月、徳川宗春、興正寺へ上山し、諦忍に垂誠を受け  
て淨業を教示せられ、十念を受けて亡くなるまで称  
名を修す。二十日、宗春の侍女数人来謁し、十念を  
受ける。同月、石垣・大乗寺の善海、野上・法然寺  
の好善、小野田・法輪寺の円成など來謁し、円頓戒  
并に日課称名を受ける。

宝暦十四年（一七六四）

六十歳

（明和元年）二月二十八日、菩薩戒を八十余人に授ける。

七月十八日、池戸周美居士の請により美濃八幡へ向う。

二十日美濃八幡へ入り、二十二日長瀧寺へ行き宋版

諦忍律師の師と弟子（川口）

大蔵經を閲す。二十五日美濃八幡へ帰り、洞泉寺の程玄の請によつて、二十六日から二十八日まで法話や日課念佛を授ける。八月八日帰山す。

九月、信州・飯田の皆遵、奥州の意忠、来山し菩薩戒を受ける。

明和二年（一七六五）

六十一歳

二月十八日、請により、三十余人に菩薩戒を授ける。  
そして二十四日、美濃・遍照院で檀道の二十七回忌  
を修し、七日間説法す。

明和四年（一七六七）

六十三歳

二月、奥州相馬郡鹿島町の人が拝謁し、七十六人の名簿を出して日課念佛の授与と名号の書写をもとめ、  
それに授与した。二十六日、織田長宜などの請により菩薩戒を百余人に授く。二十九日より三月七日まで、丹羽郡赤童子村・長幡寺の請により説法す。

三月八、九日、中奈良村の弥陀堂へ行き説法す。十日、十一日岩倉・誓願寺の請により説法し、千七百人に日課念佛を授ける。

四月十六日、隆鳳の請により菩薩戒壇を建てる。



三月五日から三日間、知多郡・緒川の善導寺で説教を行い、帰路、大野・東龍寺で、三日間日課念佛を授く。十三日から十八日まで、父の三十七回忌を修す。二十一日、摂州・有馬山の念佛寺の請により説法に行く。

天明四年（一七八四）

八十歳

正月十一日、鳳秀に円頓戒を授ける。同壇の者四百人

「行業記」「行状記」によれば数千といわれ、興正寺

としては未曾有のことであった。同月、美濃、本巣

郡の円鏡寺門下華王院、修学院來謁し、招請して二

月十六日円鏡寺に到る。十八日から二十四日まで説

法し、「加持土沙<sup>并</sup>弘法大師念佛法語」を施与す。

天明六年（一七八六）

八十二歳

享保十九年  
證明知見

海性 拝

五月、野沢多流の印信（大事や奥義）を真隆に授く。となる。これによると寛延二年（一七四九）二月一日に円頓戒壇を開き菩薩戒を授与したのが最初でそれ以来、宝曆三年（一七五三）正月二十八日には在俗のために菩薩戒会を修して二百余人へ授与し、毎年、請に応じたり自ら戒壇を建てて菩薩戒授与を行つてゐる。伝記資料にあげられた

ものだけでも約三千四百人程あり、ほぼ毎年のためにその数は数えきれない程になろう。特に天明四年（一七八四）正月十一日の最後の授戒には、受者四百人、あるいは数千人といわれており、興正寺としては未曾有のことであった。八事文庫には、諦忍の下で菩薩戒を分受し違犯しないことを誓つた「誓牒」を所蔵する。諦忍が興正寺住職に就いた享保十九年（一七三四）には、

誓牒

今度於 円妙和上座下分受菩薩大戒畢 縱有捨身命因縁

以故心不加違犯者也

南無十方三宝

證明知見

享保十九年  
證明知見

海性 拝

とある海性の誓牒（八事文庫文書四七九）や静全の誓牒（八事文庫文書四八九）があり、翌同二十年閏三月には、知黙慧通が誓牒（八事文庫文書二三三）を出している。また、諦忍が示寂した天明六年（一七八六）の二月二十六日には、「菩薩戒牒」が性俊実祐に授与されており、（八事文庫文書九三二）その他、授与年次は明らかにならないが、「戒牒」

諦忍律师の師と弟子（川口）

諦忍律師の師と弟子（川口）

の存在する人は知淨（八事文庫文書三三六）、淨縁（八事文庫文書四六〇）、義林（八事文庫文書四六九）、實堂（八事文庫文書四七八）らがいる。

一方、日課念仏の授与については、寛延元年（一七四八）<sup>(21)</sup>三月三日より四月二十九日迄、亡き父母追福のために浄土三部経を講じており、日課を誓受する者は一二、六六六人にも及び『弥陀和讃』を印施した。明和四年（一七六七）

二月には奥州相馬郡鹿島町より七十六人が名簿を持参して

日課誓約と書写した名号を求めており、同年三月十一日に

は、岩倉・誓願寺の請によつて説法し、一、七〇〇人に日

課念仏を授けるなど遠隔地からの受者も少なくなかった。

（1）『智山学匠著書目録』（昭和十年十月 智山学会）七十五頁。

（2）『智山学匠著書目録』七十四頁。

（3）『智山学匠著書目録』七十四頁。

（4）『仏書解説大辞典』第四卷（昭和四十三年十月 大東出版社）二十五頁。

（5）『智山学匠著書目録』七十五頁。

（6）名古屋市鶴舞中央図書館蔵『〔津の〕智山学匠著書目録』（市五一七二）五十七、五十八丁。

（7）『智積院史』（昭和九年四月 智積院）五〇七頁。

（8）『智積院史』五〇七頁、『智山学匠著書目録』七十五頁。

（9）富田牧純『新義真言宗史』（明治三十四年十二月 加持世界支社）十六頁に智山三十世弘基能化の師であったが、

菩薩の開帳を行い、加持祈禱や光明真言、日課念仏の授与を行つて、数万人の参詣者で賑わつたようである。

このように、諦忍が日課念仏を授与した最初は寛延元年

の四十四才で、翌年には菩薩戒授与を行つてゐるところか

ら、諦忍は四十四、五才頃から積極的に日課念仏、菩薩戒

授与を行つたものといえ、これは諦忍の教化活動ともみる

（10）『日本仏教人名辞典』（平成四年一月 法藏館）五二七頁、『泰岳より諦忍大和尚への請教』（八事文庫文書二六七）による。

（11）泰岳の隠居願いや後住に聞性を請する願いなどは「聞性

代進官書扣」（八事文庫文書二四一七）による。

(12) これは「八事山諦忍和尚年譜」の安永四年項による。

(13) 「八事山諦忍和尚年譜」「八事山第五世和尚行業記 下巻」による。

(14) 先にあげた「聞性代進官書扣」（八事文庫文書二四一七）をみると、使僧淨榮によるものが多いことが明らかになる。

(15) 聞性についての願いなどは「進官書錄<sub>并</sub>觸狀」（八事文庫文書一二六）による。

(16) 「進官書錄<sub>并</sub>觸狀」（八事文庫文書一二六）に所収しているが、この願いに続いて

#### 使僧淨榮

右之願十日に差出し即日に相済九月下旬に引退キ申候と書入があり、九月十日に使僧淨榮によつて差し出されたことが明らかになる。

(17) 「覺」（八事文庫文書八十）にも同様のことをいうが、その前に「葵御紋付御寄附之品々左之通」とあり、その中の一つにあたる。

(18) 「覺」（八事文庫文書五三六）による。しかし、「進官書錄<sub>并</sub>觸狀」（八事文庫文書一二六）に所収している「覺」と最初の項の文には異なった部分がある。

(19) 聞性の父母については「祠堂帳」の諦忍代に  
休峯通玄法子 宝曆元未四月十九日 聞性父母  
深達智仙法尼 天明三卯四月十四日 金三分納

諦忍律師の師と弟子（川口）

とあり、両親の戒名と没年日が明らかになる。

(20) 拙稿「諦忍律師伝の研究」（昭和五十四年三月「愛知学院禪研究所紀要」第八号）三八四頁。

(21) 諦忍の菩薩戒授与、日課念佛授与が民衆への教化活動とながめ貢献していることを長谷川匡俊『近世浄土宗の信仰と教化』（昭和六十三年二月 溪水社）四一五～四一七頁で指摘している。